

岡山県 神社庁 廳報

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部
岡山市南方1-6-15
〒700
TEL.086-223-4826
振替口座01210-7-13684

和氣神社

〔旧県社〕

和氣郡和氣町藤野一三八五



〔主祭神〕和氣清麻呂命 鐮石別命 弟彦王命 和氣広蟲比売命 佐波良命 佐波豆命 宿奈命 手麻呂命 相殿心神天皇
〔宮司〕小森成彦
〔由緒沿革〕垂仁天皇の皇子鐮石別命の玄孫弟彦王が軍功により磐梨県に封ぜられ入居治政、一族大いに蕃衍し、本神社は鐮石別遠祖を祭神とする和氣氏の氏神である。もと、和氣宮又、大内大明神と称した。天正十九年現地に奉遷、文禄二年に猿目神社と改称した。明治四十二年六月、鐮石別命に清麿公外三柱を加え、更に國造神社を合祀して、大正三年和氣神社と復称した。大正八年応神天皇を相殿とし県社に列した。

謹賀新年

皇紀二六五七年丁丑歳元旦

神社庁役員・職員

理事	沖田正秀	理事	河本貞紀	監事	倉見文四郎	協議員会議長	渡辺更生	岡山県神社総代会	宮原義久	参事	本郷弘之	参事	小山玉童子	主事	太田浩司	録事	杉田節子	河田晴彦
----	------	----	------	----	-------	--------	------	----------	------	----	------	----	-------	----	------	----	------	------

目次

和氣神社	一
和氣郡和氣町藤野一三八五	一
年頭のご挨拶	二
岡山県神社庁長 湯浅 正敬	二
平成八年 臨時協議委員会開催される	二
平成七年度神社庁一般会計決算書	三
宗教法一部改正による留意点	三
岡山県神社庁参事 本郷 弘之	四
研修会	四
社頭講話研修会	五
感動の余韻に浸って	五
第四回中国地区女子神職研修会	五
神宮大麻暦頒布始祭	六
御津北支部	六
岡山県神社庁春の神社参拝旅行	六
第四回中国地区神社庁教化会議	七
第二回子ども伊勢まいり	七
旅の感想	七
お伊勢さん 富田 洋靖	八
ご鎮座二〇〇〇年 奉祝参拝	八
議案第一号	八
感謝状交付申請料改定の件	八
承認された神社	九
本庁辞令	九
神社庁辞令	九
神政連環本部辞令	十
伊勢神宮崇敬会本部辞令	十
階位授与	十
敬功労章	十
任免	十一
庁務日誌抄	十一
神職帰幽	十一
神社庁取扱品目のご案内	十二
編集後記	十二
神社庁閉庁のお知らせ	十二

年頭の「挨拶

岡山県神社庁長 湯浅 正敬

謹んで輝かしい平成九年の新春を迎え先ず以って、聖寿の万歳、皇室の弥栄と国家の隆昌、そして県内各神社社頭の御神威昂揚と、神職氏子崇敬者各位の御健勝をお祈りし、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年(は)は神社本庁同様当庁も、設立五十周年という記念すべき節目の年を迎え、記念行事物故者慰霊祭を執行し、喜びを頒かちあうとともに、先人の大変な苦衷を偲び、これからの新たな二十一世紀を目前にして、神社神道の未来を指向しながら、稽古照今益々祭祀の厳修に勤め、斯道の興隆のために力を微すべく、心を新たにしたいところであり、心を通じたいと存じます。

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

こそ平穩な最良の年であるようにと祈りながら、昨年(は)も年明けとともに北海道のトンネルの大事故・〇・一五七による多数の食中毒・薬害エイズ問題等々枚挙に遑が有りませんでしたが、よくもこれほど不祥事が続発するものだと驚嘆するほど、ニュースに事欠かない、いろんな不祥事が新聞紙上を賑わせました。就中官僚のトップが収賄容疑で逮捕されるという、將に道義が地に墜ちてしまいました。高級官僚も知識偏重で、昔のように知識だけでなく物の価値観を叩き込む教育がなされていないことに起因していることだろうと思われてならない昨今の世相であり、そして今年から中学生の、教科用図書に事もあろうに、事実(に)反する「従軍慰安婦」なる記述が載ったものが使用されるという、文部官僚は一体何

を考えているのでしょうか。このように自虐的思想を脳裏に刻み込もうとして、一体次代を担う青少年の健全育成が出来ると思っているのでしょうか。愛国心が芽生えるとも思っているのでしょうか。また法務省は日本の美しい家族制度の崩壊につながるような、夫婦別氏(姓)導入の民法改正法案を国会に提出しようとしています。これらの事もよく判断して対処しなければと思ってしまうところでもあります。所懐

の一端を披瀝して年頭の御挨拶とさせていただきますが、今年が皆様にとって最良の年であり、ますよつ念じ御多祥で神明奉仕のほどを念じまして年始の御挨拶といたします。



平成8年臨時協議委員会開催される

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

十一月十三日午後一時半より岡山県いさお会館に於いて、協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。協議員三十九名出席の下、平成八年臨時協議委員会が開催された。

平成7年度	
岡山県神社庁	
一般会計決算書	
平成7年7月1日～平成8年6月30日	
歳入総額	58,180,268円也
歳出総額	55,774,549円也
差引残額	2,405,719円也
(次年度へ繰越)	

歳入の部

科目	本年度決算額	本年度予算額	差異(減)
神饌及幣帛料	1,023,200	985,000	38,200
1本庁幣	621,200	625,000	3,800
2神饌及初穂料	402,000	360,000	42,000
負担金	33,288,470	33,500,000	211,530
1負担金	33,288,470	33,500,000	211,530
(1神社負担金)	23,242,370	23,450,000	207,630
(2神職負担金)	8,371,080	8,375,000	3,920
(3支部負担金)	1,675,020	1,675,000	20
交付金	1,155,500	1,700,000	544,500
1本庁交付金	1,155,500	1,700,000	544,500
(1本庁交付金)	1,155,500	1,700,000	544,500
寄付金	2,538,000	2,650,000	112,000
1神社特別寄贈金	2,348,000	2,500,000	152,000
2寄付金	190,000	150,000	40,000
諸収入	2,788,875	3,155,000	366,125
1諸収入	2,788,875	3,155,000	366,125
(1預金利子)	29,691	70,000	40,309
(2補助金)	267,730	235,000	32,730
(3申請料・任命料)	1,588,500	2,000,000	411,500
(4雑収入)	902,954	850,000	52,954
神社振興対策助成金	250,000	250,000	0
1神社振興対策助成金	250,000	250,000	0
借入金	3,500,000	3,500,000	0
1借入金	3,500,000	3,500,000	0
繰入金	10,000,000	10,000,000	0
1繰入金	10,000,000	10,000,000	0
繰越金	3,636,223	3,000,000	636,223
1繰越金	3,636,223	3,000,000	636,223
歳入合計	58,180,268	58,740,000	559,732

歳出の部

科目	本年度決算額	本年度予算額	差異(減)
幣帛料	2,462,300	2,610,000	47,700
1幣帛料	2,462,300	2,610,000	47,700
(1本庁幣)	2,207,500	2,260,000	52,500
(2神社庁幣)	254,800	350,000	95,200
神事費	349,992	350,000	8
1神殿奉斎費	349,992	350,000	8

科目	本年度決算額	本年度予算額	差異(減)
会議費	779,574	770,000	9,574
1会議費	779,574	770,000	9,574
(1役員会費)	287,090	300,000	12,910
(2事務打合諸費)	38,080	100,000	61,920
(3協議員会費)	217,380	250,000	32,620
(4支部長会議費)	95,840	120,000	24,160
(5特別委員会諸費)	141,184	0	141,184
事務所費	29,225,706	30,556,000	1,330,294
1俵給給与	13,880,600	13,893,000	12,400
(1俵給)	12,459,600	12,353,000	106,600
(2報酬)	866,000	970,000	104,000
(3教諭師手当)	180,000	180,000	0
(4委員手当)	155,000	170,000	15,000
(5管理職手当)	220,000	220,000	0
2雑給	7,223,800	7,303,000	79,200
(1夏期年末手当)	5,662,800	5,663,000	200
(2扶養手当)	840,000	840,000	0
(3備人費)	25,000	50,000	25,000
(4通勤手当)	696,000	750,000	54,000
3庁費	6,730,216	7,310,000	579,784
(1備品費)	949,660	950,000	340
(2図書印刷費)	305,300	400,000	94,700
(3消耗品費)	989,473	900,000	89,473
(4水道光熱費)	607,341	680,000	72,659
(5通信運搬費)	937,856	1,000,000	62,144
(6職員厚生費)	2,290,400	2,480,000	189,600
(7交際費)	464,280	500,000	35,720
(8雑費)	185,906	400,000	214,094
4旅費	1,241,090	1,800,000	558,910
(1旅費)	1,241,090	1,800,000	558,910
5役員研修費	150,000	250,000	100,000
(1職員研修費)	0	100,000	100,000
(2神社視察研修費)	150,000	150,000	0
指導奨励費	6,818,060	7,530,000	711,940
1教化事業費	3,864,712	4,220,000	355,288
(1教化費)	983,914	970,000	13,914
(2広報費)	1,961,258	2,200,000	238,742
(3神社振興対策費)	350,000	350,000	0
(4青少年対策費)	569,540	700,000	130,460
2神社庁研修所費	1,384,020	1,670,000	285,980
(1研修費)	1,154,020	1,400,000	245,980
(2研修奨励費)	230,000	270,000	40,000
3各種補助金	1,569,328	1,640,000	70,672
(1神青協補助金)	500,000	500,000	0
(2氏青協補助金)	250,000	250,000	0
(3県教神協補助金)	20,000	20,000	0

科目	本年度決算額	本年度予算額	差異(減)
(4婦人神職会補助金)	150,000	150,000	0
(5敬福連補助金)	70,000	70,000	0
(6神楽部補助金)	70,000	70,000	0
(7作州神楽補助金)	40,000	40,000	0
(8支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
(9神聖大祭演習補助金)	0	40,000	40,000
(10機定講習会補助金)	0	0	0
(11地区大会援助金)	269,328	300,000	30,672
各種積立金	2,143,000	2,143,000	0
1退職給与積立金	1,030,000	1,030,000	0
2役員退任慰勞金積立金	113,000	113,000	0
3庁舎建設資金積立金	1,000,000	1,000,000	0
神社関係者大会費	1,084,335	1,100,000	15,665
1神社関係者大会費	1,084,335	1,100,000	15,665
表彰並慶弔費	631,568	600,000	31,568
1表彰並慶弔費	631,568	600,000	31,568
諸会議派遣費	145,000	190,000	45,000
1諸会議派遣費	145,000	190,000	45,000
(1地区会議派遣費)	100,000	100,000	0
(2教訓研会議派遣費)	45,000	90,000	45,000
負担金	4,924,660	4,926,000	1,340
1負担金	4,924,660	4,926,000	1,340
(1本庁寄附金)	43,060	44,000	940
(2本庁負担金)	4,736,600	4,737,000	400
(3宗教委員会負担金)	60,000	60,000	0
(4県同宗連負担金)	45,000	45,000	0
(5県民会議負担金)	40,000	40,000	0
庁舎管理費	660,774	664,000	3,226
1保険料	63,100	64,000	900
(1火災保険料)	63,100	64,000	900
2営繕費	339,350	200,000	139,350
(1修繕費)	339,350	200,000	139,350
3防災費	258,324	400,000	141,676
(1防災管理費)	258,324	400,000	141,676
負担金報奨費	2,494,080	2,680,000	185,920
1負担金報奨費	2,494,080	2,680,000	185,920
時局対策関係費	200,000	300,000	100,000
1時局対策費	100,000	200,000	100,000
2神政連寄付金	100,000	100,000	0
返還金	3,500,000	3,500,000	0
1返還金	3,500,000	3,500,000	0
繰り出し金	0	0	0
1繰り出し金	0	0	0
予備費	355,500	821,000	465,500
1予備費	355,500	821,000	465,500
歳出合計	55,774,549	58,740,000	2,965,451

宗教法人法二部改正による留意点

岡山県神社庁 参事 本郷 弘之

県内神職総代の皆様には、神社の維持経営に御精励のことと存じます。

さて、平成七年十二月、宗教法人法の一部が改正され、同年九月十五日施行されました。

法人法改正によって、神社の運営に關し、留意しなければならぬことを述べてみたいと思います。

「宗教法人法」は、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする（法第一条）ものであり、聖的な信仰面、教化等宗教上の機能に關する事項については制限されません。

神社は、悠久の昔より、一般的な「宗教」とは一線を画し、終戦までは「国家の祭祀」として位置づけられていました。が、連合軍の占領政策、神道指令等によって一般宗教と同格に扱われるようになり、従って昭和二十六年に制定された法人法は、神社界にとって何かと不

都合な面もありますが、現在では遵守していかねばならない法律です。

さて、此度の法人法一部改正には次の事項が特に目立っております。

(一) 神社の社殿及び主要建物が二県以上にある場合は、所轄庁は、文部省となります（通常は県知事）。これは、我県には該当神社が無いので省略します。

(二) 神社に備え付けてなければならぬ書類等の閲覧
今までは、規則及び認証書、役員名簿、財産目録、収支計算書、境内建物に關する書類、責任役員会議事録、事業に關する書類等は、神社に備え付けておくだけで良いとされてきたが、改正法施行以降、氏子及び神社の利害関係人より、正当な利益があり、且つその閲覧が不当な目的によるものでないと認められる者から閲覧の請求があれば、閲覧させなければならぬこととなります。従って、神社に於いて、各主要帳簿及び重要書類は、代表役員である宮司が厳重に保管し、それに対応しなければならぬと思えます。

らぬと思えます。

(三) 所轄庁への報告
代表役員、宮司は、平成九年度より毎会計年度終了後四ヶ月以内に、役員名簿、財産目録、収支計算書及び収益事業を行

っている神社にあつては収益事業に關する書類を所轄庁に提出しなければならぬこととなります。但し、年間予算八千万円以下の神社であつて、神社独自で決算報告を成していない神社（例えば、区の会計内で処理されているもの等）にあつては収支計算書の提出は略すことができます。

(四) 又、法第八十八条は次の様に定めています。
届出義務を怠り又は不実の届出をしたとき、公告をしないで第二十三条各号に掲げる行為をしたとき、備付帳簿に不実記載をしたとき、提出義務書類の提出を怠つたとき、この様な場合、代表役員又は代表役員代務者は一万円以下の過料に処せられるので注意を要します。
又、一年以上にわたつて代表役員又は代務者を欠いていた

り、宗教的行為を行なわなかったり、礼拝の施設が滅失しやむを得ない理由がないのに二年以上にわたつてその施設を備えないこと等にあつては、地方裁判所において、「解散」を命ずることができるようになりました。（法第八十一条）

以上、神社によつては、神社事務を總代又は第三者に委ねていることもあると思われるが、代表役員は宮司であり、宮司はその神社の職員の名です。法人事務は總代等の扶けも必要でありますが、全責任は宮司にあることを今一度確認してください。紙面の都合で、改正法のあらましを説明したが筆足らずの所が目立ち、御理解いただけぬという不安を感じながら筆を置きます。

会 修 研

例年、夏は研修の季節だが、昨年夏も県下各支部でさまざまに研修会が行われた。
八月六日、七日、浦安の舞研修会（上房郡賀陽町、上竹荘公民館）講師・柴床博仁先生

安達明治先生、受講者五十六名

八月十日、浦安の舞研修会（新見市新見、船川八幡宮）講師・山田眞助先生、受講者十六名

八月十七日、祭式研修会（津山市一宮、中山神社）講師・三原千幸先生、受講者二十六名

八月十七日、十八日、雅楽（箏）研修会（新見市高尾、國司神社）講師・山田眞助先生、受講者四名

八月二十三日、雅楽（箏）研修会（新見市高尾、國司神社）講師・山田眞助先生、受講者四名

八月二十四日、祭式研修会（新見市高尾、國司神社）講師・本郷弘之先生、戸部廣徳先生、受講者二十八名

八月二十六日、祭式と視研修会（岡山縣護國神社研修所、牛窓町西脇海水浴場）講師・三原千幸先生、新庄正安先生、受講者十三名

八月二十八日、祭式研修会（岡山市吉備津神社参集殿）講師・三原千幸先生、受講者十二名

この他、宗教法人法改正にもなう説明会が、倉敷市本町阿智神社事務所、高梁市中原高梁農協会館など七カ所、本庁講師・小野崇之先生、県神社庁参事本郷弘之先生によつて行われた。



社頭講話研修会

社頭講話 研修会

「祭典後に社頭 講話を」教化委 が研修会開く

氏子、崇敬者を対象にした社頭、神前講話は神道教化の一環として大きな効果があることはよく知られており、その振興にいろいろ智恵がしぼられてい

る。しかし人前で一つのテーマをもって話をするということには勇気もいり、苦手とする人も多く、どこの神社でもというわけにいかないのが実情である。



神社庁教化委では、この社頭講話の苦手感の克服と普及を目的として、教宣部が主管となり

初の社頭講話研修会を九月二十六日、岡山市奥市、岡山縣護國神社研修所で、講師に山口県神社庁講演講師、金長広典先生を招き、県下各支部推薦の四十一名が参加して開催した。

今回の研修は長時間の講話ではなく、神社での祭典、氏子崇敬者宅での祭り終了後の短時間での話というのがテーマ。まず講師から、優秀な指導者のもと社頭講話が昔から盛んに行われて、数多くの講演講師が育ってきた先進の山口県の歴史と実情が紹介された。そしてこうした講話の内容は多様だが、人々を感化し信仰心を起こさせること、さらに神様のことはかりでなく一般生活の智恵、指針を示すということも大きな目的となっていたという。

さらに実際に社頭講話を行う際の注意点として、「素材は充分に咀嚼して使え」、「手なれた素材でも常に見直せ聞き直せの姿勢で」、「情報を充分に選別せよ」、「神典の勉強を怠るな」、「わかり易い言葉で声を大きくはっ

きりしゃべれ」、「めりはりや間も大切」、「原稿用紙一枚を三分〜四分で」、「目線と話す姿勢に注意」、「自慢話より失敗談が受ける」などの指摘があった。

このあと実地研修に移り、まず講師から議題と称してテーマにふさわしい和歌を朗詠して話に入る。山口県方式の講話が披露されたあと、受講者の内から六人が代表で演壇に立ち、観月祭や歳旦祭、日待祭などの終了後の講話を、それぞれの持ち味

を出して実演した。これに対し講師から講評が行われ、内容などで考慮すべき点、改める点などの指摘があり、最後にまとめとして、先ず実践してみること最初は短いものでよいから勇氣を出して取り組んで欲しいとの言葉があり、実りある内容で終了した。

なお教化委では、この社頭講話の研修を今後も継続して行う予定で、講話実践の盛り上がりをめざして行くことにしている。

感動の 余韻に 浸って

第四回 中国地区 女子神職研修会

岡山県婦人神職会長 井上 勝子

第四回中国地区女子神職研修会が、岡山県婦人神職会の主管により九月三日、四日の一泊二日、児島下津井の国民年金保養センターを会場に六十名が参加して開催された。研修テーマは「自然保護への提言」である。

三日午後一時より開講式があり物部副行長の挨拶の後、池田動物園園長の池田隆政先生の講演が行われた。「人間も生き物であるから、一人勝手に生きて

ゆくよりも他の動植物と共に生きて行く方が快適である。動物園も昔と違って珍しい動物を見せるだけでなく、全滅しかかっている動物の種の保存の問題と、それらを成育して元の自然に返してやる使命があるが、自然破壊により環境が整わないと返してやる事が出来ない。」と強調され皆深い感銘を受けた。終了後、先生を囲み、なごやかに写真撮影。貴重な記念写真で



池田隆政先生 講演風景

ある。
 全体会議では、テーマにのつ
 とり各県代表による貴重な意見
 が活発に討議された。
 夜の懇親会は、岡山県婦人神
 職会の独壇場で、大澤副会長が
 「養」を着て登場した。「忠義桜」
 の舞にはびっくり、「皆さん、
 本当に神職さんですか？」と疑
 われる程の芸達者揃い。池田博
 子さんの描いたバツク一杯の桜
 吹雪は庄巻であった。同窓会の
 ような「こやかさで終始し、最
 後に重謡『ふるさと』を大合唱
 した。「兎おいしかの山 ころぶ
 な釣りしかの川」涙を流しながら
 歌っている姿も見え、「故郷
 の自然を守らなければ神様に申
 し訳ない」と誰もが思った。
 翌日は、明治三十八年生まれ
 の名僧宮司河本貞郁先生の「鴻
 八幡宮」へ正式参拝。児童作文
 コンクールの最優秀作品を朗読

して下さった。「僕は鴻八幡宮
 の『だんじり』の祭りが好きで
 す。でも僕のお父さんは祭りが
 嫌いです。『しんどい、疲れる。』
 と言います。それはここで生ま
 れ育っていないからです。（養
 子さんとか）（中略）僕は、
 お父さんを祭り好きにしたいと
 思っています。」その文章と、
 先生の張りのあるかくしゃくと
 した朗読態度に一同感動。「国
 体護持の為、頑張ってください。」
 と結ばれた。「大先輩を儀表に
 頑張ろうね。」お互い心に固く
 誓った。
 大きな大きな収穫の研修会で
 あった。全ての総てに感謝の心
 で一杯であり、ご恩にお報いす
 る為に私どもはこれから何をど
 うしなければならぬか、感動
 の余韻と共に真剣に考えなければ
 ならないと思う。

岡山県神社庁 春の神社参拝旅行

福岡 宗像大社
佐賀 祐徳稻荷神社参拝と
観光
 ハウステンボス パスポートチケット付 嬉野温泉・平戸

日次	行	程	食事
1 日目	岡山各地 <small>6:00-7:00頃</small>	貸切バス 各インター	×
	九州道	関門大橋	昼食
	九州道	嬉野温泉(泊) <small>17:30頃</small>	夕食
2 日目	ホテル <small>8:00</small>	祐徳稻荷神社	朝食
	ス(昼食)	平戸(泊) <small>17:00</small>	昼食 夕食
3 日目	ホテル <small>8:00</small>	平戸市内観光 松浦資料館・オランダ	朝食
	商館跡など)	有田焼見学(昼食)	昼食
	門大橋	九州道 各インター	弁当

旅行代金 大人一人 48000円
 旅行日 平成9年3月5日～7日
 お申込み 平成9年2月12日 申込締切日
 お申込金 100000円(旅
 行代金充当を添えて各神社
 の宮司様宛にお申込み下さ
 い。

去る十一月十六日 午後二時
 から(豊岡)八幡宮に於いて
 行森支部長齋主のもと県神社庁
 より三原大麻頒布推進委員長の
 ご参列をいただき、厳肅な祭典

神宮大麻曆頒布始祭

御津北支部

が執り行われました。
 そして当日の出席者へ行森支
 部長、石井総代会長より大麻が
 手渡された。参列者は、神職十
 名、総代三十名でした。



第 四 回

中 国 地 区

神社庁教化会議

去る十月二日、三日と広島県において第四回中国地区神社庁教化会議が開催された。

本県からは笹井教化委員長を始め三名が参加したが、祭り月にあたり他県からの出席が少なく十名程度であった。

第一日目は、各県より平成七年度教化活動及び平成八年度事業計画が報告された。

二日目は、「祭りのある暮らし」(家庭祭祀、地域の祭祀について)、「神社運営と神職後継者問題について」

この二点について議論された。については、神宮大麻の増頒布と核家族化にもなう家庭祭祀の意識の希薄化が主議題となった。

神宮大麻については、各県の取組は大体同じであったが、岡

山県のテレビCMによる教化については各県の注目を集めた。

家庭祭祀については、氏子の理解を深めるために、祭りやその他あらゆる機会を通じ、講話、ポスター、チラシ、「むすび」の活用など積極的な活動の必要性があげられた。

については、氏子地域の都市化、あるいは過疎化に対応した対策が必要であり、後継者問題については、特に少規模神社において、経済的その他の理由により後継意欲が失われているとの問題提起がなされ、婦人神職の育成と神職資格の取得方法の改善の必要性が強調された。

まとめとしては何よりも神職自身の資質の向上と、積極的な活動が大切であるとの結論であった。

第二回 子ども伊勢まいり

皇大神宮ご鎮座三千年の奉祝の年の夏休み八月十九日から二十一日の二泊三日で、「第二回子ども伊勢まいり」を実施した。内訳は男子二十九名、女子十名、スタッフ六名計四十五名である。前回同様、次回の遷宮に向けて、これからの日本を担う青少年に「神宮への親しみと郷土の氏神様さらに各々の祖先を敬う心、併せて自然触れ合い体験を通して、万物に対する畏敬の念を養い育てよう」との主旨の教化実践活動である。

の子どもたちから再度伊勢参りがしたいとの希望が多かった事は企画者側として嬉しい事であったが、一番人気の所は、伊賀忍者屋敷だったみたいでもある。

昨年、の教訓を踏まえて今年には伊勢の地での滞在時間を充分にとった。祭祀の原点である御塩殿、御園、御料田等を見学して、神宮の日別朝夕の大御饗祭の有り様や、年間の祭りに御供えする米、蔬菜、果実を清浄栽培している様子を係の人から詳しくお聞きして、神宮を尚一層正確に理解する事が出来、子ども達のみならず大人の我々にも有難い限りであった。

尚、この度の伊勢滞在中、神宮司庁の佐藤昭典広報課長さんには、公務ご多用の折、倭姫宮の参拝、神宮徴古館、神田そして御園のご案内等、大変お世話になった。真に有難うございませした。

結びにあたり、当企画にご支援ご協力頂いた関係神職各位に対し、衷心より厚く御礼申し上げます。本堂にお疲れ様でした。

青少年対策委員長
井上 亮二



旅の感想

お伊勢さん

富田 洋靖

岡山県神社庁ことも伊勢参りに初めて参加した。岡山県下からいろいろの人が集まり、伊勢神宮にお参りをした。

バスに乗り、まずは外宮に着いた。そこらじゅうの木が杉でどれも大きかった。外宮のガイドさんは岡山県勝央町の出身の人でもうだいぶん神宮で神主をしていた。外宮に入る前、まず手を清めた。ひしゃくを右手で持ち左手から洗い右手、そして口をすすいで、柄をきれいにした。けっこう難しかった。橋は左通行で、内宮と反対だった。ガイドさんが、「あのけしの木は、平清盛が大切な物を置いたら落ちたので、その枝を刀で切ったのです。」と。枝がスパッと切られていた。神楽殿を通ぎ、衣食住の神、豊受大神宮に着いた。「今年で神様の鎮座二千年です。屋根はかやぶきで、とばされないようにかつお木という丸太を九本置いてあります。屋根

を支える柱を棟持柱、ななめにつき出した木を千木といいますが。」と言った。いい勉強になった。中には入れなかったもので外で二礼一拝した。龜石を渡り神風をおこした。風宮の前でもした。元をたおした神風はここで祈りをしたからだ。神のご飯をつくる忌火屋敷に行った。毎朝火きりで火をつけ、神のご飯をつくるそうだ。たいへんだなあと思った。外宮だけでも足がくたくた。次は内宮だ。

内宮に行く時はまたちがう橋を渡った。宇治橋といひ右側通行だった。五十鈴川で手を清めた。きれいな水で、コイヤカモが気持ちよさそうに泳いでいた。ガイドさんもちがわり、内宮までつれていってつれて、説明してくれた。

「内宮の杉はとてもでかい。五十メートルほど。もしこれより大きい杉があれば教えてくれ、調べに行く。」と、よし、久米南に帰ったら探すと決めた。天照大御神が祭られている皇大神宮に着いた。中には入れない。入れる人は、偉い神主や天皇陛下だけである。みんなの心をついに二礼一拝した。内宮は外宮と違い、かつお木が本だった。御神楽殿で優舞を見た。おはらいをしてもらい、六人の演奏する人と六人の優姫でやった。音楽はかわっていてもつかしさを思い出されるような音で、舞いは神秘的でゆっくりとした、寝むたくなりそうだった。とても長くて足がつつてきた。でもがまんがまんと思ひ、せいざをしていた。早く終われと言いたいけど、見たい、見たいけど、終われとわけのわからないことを思っていた。やっと終わり、内宮をあとにし、おかげ横町でかき氷食べ、こんどは神が探し求めてつくった、神田、御塩田、御園だ。場所はいろいろな所だった。ガイドさんは言った。

「神は自給自足をしている。輸入は悪いことではないけど、自分の土地で作った作物は格別だと思ふ。」と。ごもつともと思つた。苦労して作った作物ほどおいしいのだ。

明日は最後、帰るのだ。うれしいようで悲しい。今日一日おもちきって遊んだ。

朝がきていつも通り朝ご飯食べ、バスに乗った。岡山へ、バスの中でよく話をした。あつというまに久米南町。悲しい別れをした。手をおもちきってふつた。いい思い出になった。

伊勢参りはとてもよかったです。お参りはそうでもなかったけど、優舞など初めて見るものばかりだった。いつかまた行ってみたい。

友達も増えたこともよかったです。またいつか会えると思ひ、一生心に残るだろう。

「鎮座二〇〇〇年 奉祝参拝

伊勢へ

岡山県神社庁企画による、第42回伊勢神宮新殿感謝祭 参拝旅行が、去る十一月二十七日から実施された。

初日、県内各地より篤い心の参加者が、伊勢に向かって繰り出して行った。

途中、伊賀一宮の敢国神社に正式参拝し、関を抜けて一行は鳥羽の宿に分泊となって一日目は終わった。

明けて二十八日、いよいよ内外両宮参拝の朝である。きのうの雨はすっかり上がって、清々

しく、しかも上天氣。御垣内参拝の後、内宮ではお神楽の奉納を行なった。

今回は、前祭主鷹司和子様のお歌を作曲振り付けした、栄久舞も加わり、初めて参拝した人達は、感激の呈であった。

午後になって、鳥羽からフェリーで伊良湖岬に渡り、ここに二日目の宿をとった。

三日目の朝は、三河一宮の砥鹿神社に参拝した。この神社のご祭神は大己貴神で、社殿は昭和三十九年の再建ながら大社風の妻入りで風格のある神社であった。

吾が岡山県は、湯浅庁長、本郷参事を先頭に毎年多数の参拝団を結成してきたが、これからは神宮崇敬の心を深くするべく各支部一丸となって推進しなければならぬ。

渡 宣也

感謝状交付申請料改定の件

議案第一号

神社本庁「寄付者顕彰に関する件」により「感謝状」を申請する神社は、所定の申請料を前納することを平成八年六月十七日開催の役員会において決定し、同年六月二十六日開催の定例協議会において了承され、七月一日より施行致しております。

たが、平成八年八月一日付けにて「神社本庁寄付者顕彰に関する件」の改定がなされました。この事によつて、当庁においても改定を余儀なくされ、平成八年十月十八日開催の役員会において、「感謝状交付申請料改定案」が提出され、慎重審議をし、

十二月十三日開催の臨時協議委員
員会において、左記の通り変更
されました。

記

五十万円以上の金品寄付者(神
社庁長感謝状)

二〇、〇〇〇円

参百万円以上の金品寄付者(本
庁統理感謝状)

五〇、〇〇〇円

壹千万円以上の金品寄付者(本
庁総裁感謝状)

一〇〇、〇〇〇円

(揮毫料・記念品料を含む)

参考 平成八年七月末日

以前のもの(改定前)

三十万円以上の金品寄付者(神
社庁長感謝状)

一五、〇〇〇円

五十万円以上の金品寄付者(本
庁統理感謝状)

三〇、〇〇〇円

五百万円以上の金品寄付者(本
庁総裁感謝状)

五〇、〇〇〇円

(揮毫料・記念品料を含む)

承認された神社

自 平成八年五月一日
至 平成八年十一月一日

規則変更

五月二十七日

小田郡矢掛町 明劾神社

第七条責任役員定数変更

第十四条総代定数変更

七月二十六日

御津郡御津町 八幡宮

第二条・第四十条鎮座地変更

八月二十二日

御津郡御津町 天神宮

第一条・第四十条鎮座地変更

財産処分

六月二十五日

赤磐郡赤坂町 鴨布勢神社

(県道拡幅工事による山林の売却)

七月四日

上房郡北房町 郡神社

(危険木古損木の伐採)

七月二十六日

上房郡北房町 天神社

(町道拡幅工事による山林の譲与)

十月四日

御津郡加茂川町 化氣神社

(本殿屋根葺替工事費補填の為
間伐材売却)

主要建物改築等

七月九日

井原市井原町

(社務所の改築)

八月二十三日

川上郡川上町 吉川八幡宮

(本殿の解体修理)

九月十日

岡山市東山内 懸幡神社

(拝殿及び幣殿の改築模様替え)

上房郡北房町 井戸鐘乳八神社

(本殿屋根葺替及び解体修理)

十月十一日

岡山市下足守 葺守八幡宮

(本殿屋根の模様替)

総社市日羽 八幡神社

(幣殿及び拝殿の改築模様替)

十一月十二日

御津郡御津町 河瀬神社

(手水舎の新築)

本庁辞令

七月一日

岡山県神社庁駐在教諭師を委嘱
する

土居神社宮司 沖田 正秀

柏島神社宮司 龜山 昭三

七月九日

神社庁階位検定委員会委員長を
委嘱します

神社庁庁長 湯浅 正敬

神社庁階位検定委員会常任委員
を委嘱します

神社庁理事 豊田 正亮

見垣 安邦

八月一日

神職身分二級とする

八幡司宮司 杉田 良爾

八幡神社宮司 大内 興吉

天津神社宮司 日幡 行雄

両児神社宮司 井上 健

天神社宮司 宮宅 林平

神社庁階位検定委員会臨時委員
を委嘱します

大浦神社宮司 小川 暎興

岡山県神社庁参事 本郷 弘之

大津神社宮司 笹井 和男

九月一日

神職身分二級上とする

羽黒神社宮司 福田 隆

大神神社宮司 有森 猛

鴻八幡宮宮司 河本 貞紀

玉井宮東照宮宮司 佐々木 保

岡山県神社庁参事 本郷 弘之

十月一日

神社庁祭祀舞踊師を委嘱する

正八幡宮宮司 浅原タツエ

神社庁雅楽講師を委嘱する

八幡神社宮司 難波 宗朋

吉備津神社権禰宜 山田 貴助

十一月一日

神社庁研修所主任講師を委嘱す

神社庁研修所主任を委嘱す

伊勢神社宮司 見垣 安邦

神社庁研修所主任を委嘱す

神社庁主事 太田 浩司

神社庁研修所研修講師を委嘱す

八幡神社宮司 難波 宗朋

大浦神社宮司 小川 暎興

鴻八幡宮宮司 河本 貞紀

大津神社宮司 笹井 和男

伊勢神社宮司 見垣 安邦

神社庁参事 本郷 弘之

由加神社宮司 新庄 正安

石上布都魂神社宮司 物部忠三

安仁神社宮司 三原 千幸

羽黒神社宮司 福田 隆

玉井宮東照宮禰宜 佐々木講治

正八幡宮宮司 浅原タツエ

吉備津神社権禰宜 山田 貴助

神社庁主事 太田 浩司

神社庁辞令

六月二十六日

神社庁庁長に選任する

中山神社宮司 湯浅 正敬

神社庁副庁長に選任する

八幡神社宮司 難波 宗朋

石上布都魂神社宮司 物部忠三

神社庁理事に選任する

郡神社宮司 豊田 正亮

伊勢神社宮司 見垣 安邦

七月一日

庁史編纂委員会委員長を委嘱す

八幡神社宮司 難波 宗朋

庁史編纂委員会副委員長を委嘱

する

石上布都魂神社宮司 物部忠三

郎

庁史編纂委員会委員を委嘱する

木野山神社宮司 小野 泰道

八幡神社宮司 渡 宣也

足高神社権禰宜 井上 勝子

八月五日

神社庁総務委員会委員長を委嘱

する

郡神社宮司 豊田 正亮

神社庁総務委員会副委員長を委

嘱する

玉井宮東照宮禰宜 佐々木 保

神社庁総務委員会委員を委嘱す

神政連票本部辞令

七月二十六日
 票本部長に選任する
 中山神社宮司 湯浅 正敬
 票本部副本部長に選任する
 石上布都魂神社宮司 物部忠三郎

神社庁主事に任ずる
 主事補 太田 浩司
 十一月十三日
 本庁評議員に選任する
 八幡神社宮司 難波 宗朋

伊勢神宮崇敬会票本部辞令

九月九日
 票本部理事に選任する
 津山市一宮 湯浅 正敬
 御津郡御津町 物部忠三郎
 阿哲郡哲西町 難波 宗朋
 久米郡柵原町 横林 重美
 勝田郡勝央町 松本 張
 久米郡久米町 柴田 正
 苫田郡鏡野町 岡本 光正
 岡山市湊 宮原 義久
 備前市伊部 日幡 直之
 岡山市尾上 河野 敏道
 井原市門田町 藤井 正人
 上房郡北房町 豊田 正亮
 票本部監事を委嘱する
 勝田郡勝央町 出雲井和夫

階位授与

正階(無試験検定)
 五月十五日 渡 吉樹
 八月一日 高木 朝子
 八月二十五日 荒井 秀樹
 直階(無試験検定)
 九月十五日 大内 克信
 九月二十日 川上哲治・田淵啓之

敬神功労章

つぎの方々は、敬神功労章規定による功績賞神社役員(総代、氏子、崇敬者)選考委員会の審査を経て、十月二十三日付を以て左記の通り授与されました。誠にありがとうございます。今後の益々のご活躍をお祈り致します。

任免

自平成八年七月一日
 至平成八年十二月一日

有功章
 宇野八幡宮 立花 知義

天王八幡神社宮司 松本幸市
 川上郡成羽町大字吹屋
 兼ねて八幡神社宮司に任ずる
 八月一日

音藤 光正
 苫田郡鏡野町馬場
 小田草神社宮司に任ずる
 藤井 正勝

赤磐郡赤坂町多賀
 鴨布勢神社権禰宜に任ずる
 山木 一郎

小田郡美星町大字明治
 八幡神社権禰宜に任ずる
 渡邊 吉樹

新見市金谷
 天満神社権禰宜に任ずる
 八月二日

八幡神社宮司 植昌 正利
 苫田郡鏡野町馬場
 兼ねて小田草神社権禰宜に任ずる
 九月六日

神原 一男
 新見市豊永赤馬
 日輝坂鐘乳穴神社権禰宜に任ずる
 九月二十日

鼓神社宮司兼
 真名井神社宮司 千原 恭平
 願いに依り兼職を免ずる

鼓神社宮司兼
 山野神社宮司 千原 恭平
 願いに依り兼職を免ずる

宇佐八幡神社宮司兼
 磐裂神社宮司 神崎 忠夫
 願いに依り兼職を免ずる

宇佐八幡神社宮司兼
 八幡神社宮司 神崎 忠夫
 願いに依り兼職を免ずる

功労章
 宇野八幡宮 山下 定明
 宇野八幡宮 長田 四郎

七月一日
 御前八幡宮宮司兼
 加茂神社宮司 堀 倫之
 願いに依り兼職を免ずる
 御前八幡宮宮司兼
 八幡宮宮司 堀 倫之
 願いに依り兼職を免ずる
 七月十日
 二荒山神社権禰宜 矢木公久
 久米郡旭町里
 八幡神社権禰宜に任ずる
 八幡宮権宜 水地 理恵
 願いに依り兼職を免ずる
 七月二十日
 熊野神社宮司 鳥越 啓
 笠岡市北木島町
 兼ねて諏訪神社宮司に任ずる
 菅原神社宮司 志水 義則
 笠岡市白石島
 兼ねて四社神社宮司に任ずる
 天神社宮司 柴床 雅仁
 願いに依り兼職を免ずる
 八幡神社宮司兼
 天王八幡神社宮司 松本幸市
 阿哲郡哲多町大字蚊家
 天王八幡神社宮司に任ずる

八幡神社宮司 笠原 重層
願いに依り本職を免する

綾部神社宮司兼
天満神社宮司 易 淳臣

願いに依り兼職を免する
綾部神社宮司兼
豊岡神社宮司 易 淳臣

願いに依り兼職を免する
九月二十五日
八幡神社補宜 笠原 源蔵

井原市東江原町
八幡神社宮司に任ずる
九月二十六日

八幡神社宮司 山木 由造
兼ねて鑿製神社宮司に任ずる
八幡神社宮司 山木 由造

兼ねて鑿製神社宮司に任ずる
小田郡美星町大字東水砂
八幡神社宮司 山木 由造

兼ねて鑿製神社宮司に任ずる
小田郡美星町大字明治字林
八幡神社宮司に任ずる

兼ねて八幡神社宮司に任ずる
綾部神社補宜 易 伯通
勝田郡勝北町西下

兼ねて天満神社宮司に任ずる
綾部神社補宜 易 伯通
勝田郡勝北町坂上

兼ねて豊岡神社宮司に任ずる
九月二十七日
天神社補宜 柴床 博仁

上房郡北房町大字宮地
天神社宮司に任ずる
九月三十日

佐藤 典子
玉野市小島地
八幡宮宮司に任ずる

八幡宮宮司 佐藤 典子
玉野市目木
兼ねて加茂神社宮司に任ずる

兼ねて加茂神社宮司に任ずる
上月 良典

御津郡御津町大字中泉
真名井神社宮司に任ずる
真名井神社宮司 上月 良典

御津郡御津町大字宇甘
兼ねて山野神社宮司に任ずる
十月十四日

吉備津彦神社宮司 守分 守
役職員進退に関する規定第二十
三条第一項に依り休職を命ずる
十月十五日

吉備津彦神社補宜 守分 清身
岡山市一宮 吉備津彦神社宮司
代務者を命ずる
十月二十八日

住吉神社宮司 平田 義忠
願いに依り本職を免する
十一月十五日

八幡神社宮司兼
辰口八幡神社宮司 三上 義治
願いに依り兼職を免する
十一月十九日

八幡神社補宜 三上 忠男
川上郡成羽町大字坂本
兼ねて辰口八幡宮宮司に任ずる
十一月二十二日

高原 宏始
岡山市七日市西町
春日神社補宜に任ずる
河野 正道

邑久郡邑久町尾張
八幡宮補宜に任ずる
今井 伸

兼ねて住吉神社宮司に任ずる
倉敷市茶屋町

庁務日誌抄

自 平成八年七月一日
至 平成八年十一月三十日

七月

- 一日 月次祭
- 九日 役員会・表彰委員会
- 十六日 教化委員会教宣部会
- 二十日 神青協祭式研修会
- 二十三日 神政連監査
- 二十六日 神政連代議員会・神
社庁役員歓迎会
- 二十八日 御津北支部祭式研修会
- 二十九日 作文コンクール表彰
状伝達

八月

- 一日 月次祭
- 二日 新任神職伝達式
- 五日 青少年対策委員会
- 六、七日 浦安の舞研修会(高
梁支部)
- 八日 神職身分二級伝達式
- 九日 教化委員会・青少年対策
委員会
- 十日 浦安の舞研修会(阿新支部)
- 十二日 総代会監査
- 十七日 祭式研修会(津山支
部)・雅楽研修会(阿新支部)
- 十九日 祭祀研究会
- 十九、二十一日 こども伊勢
まいり

九月

- 二十一日 笠岡支部総代会
- 二十三日 班斃式・支部長会・
神宮崇敬会評議員会
- 二十四日 祭式研修会(阿新支部)
- 二十五日 英北支部神社関係者
大会(参事出席)
- 二十六日、二十七日 祭式硯研
修(玉垣会)
- 二十七日 高梁上房支部神社関
係者大会(難波副庁長出席)
- 二十七日、二十九日 神社実務
研修会(倉敷・高梁・真庭・津
山・岡山・和気にて開催)
- 三十日 総代会評議員会・総代
会理事会
- 二日 月次祭
- 三、四日 中国地区女子神職研
修会
- 六日 財務委員会・こども伊
勢まいり反省会
- 八日 阿新支部神職総代研修会
- 九日 神宮崇敬会理事会・総務
委員会
- 十日 教化委員会
- 十一、十三日 中国地区神社庁
職員研修会
- 十六、十八日 神宮大麻頒布始
祭(伊勢)湯浅庁長・参事出席
- 十七、二十一日 中国地区中堅
神職研修
- 二十日 山口県神社社関係者
大会(山口県)難波副庁長出席
- 二十二日 井原後月支部実務研
修会(改正宗教法人について)

十月

- 二十五日 神政連本部長会(東
京)湯浅本部長出席
- 二十六日 社頭講話研修会・二
級上伝達式
- 二十七日 神宮大麻頒布始祭
三十日 新任神職伝達式

- 一日 月次祭
- 二日 井原後月支部神宮大麻
頒布始祭
- 七日 教科書是正委員会(岡山
縣護國神社)参事出席
- 九日 選挙事務所陣中見舞い
(湯浅本部長・参事出席)
- 十四日 川上郡支部神宮大麻
頒布始祭 参事出席
- 十五日 船川八幡宮(新見市)
献幣使 湯浅庁長参向
- 十六日 監査会
- 十八日 表彰委員会・役員会
- 二十日 志呂神社祭(御津郡)
献幣使 湯浅庁長・河野薫氏参
向
- 二十五日 厨神社祭(久米郡)
献幣使 井上健氏参向
- 二十六日 八幡宮復興奉祝祭
(岡山市) 献幣使 行森克己
氏・河野薫氏参向
- 三十日 教化委員会広報部会

十一月

- 一日 月次祭
- 六日 青少年対策委員会
- 九日 真庭郡支部神宮大麻頒

九月二十一日
 小田郡美星町大字上高末 山
 神社禰宜 岡本利一「三級」
 (七十八歳)
 十月二十五日
 小田郡美星町大字黒忠 宇佐
 八幡神社宮司 神崎忠志「二級」
 (八十二歳)
 十一月二日
 高梁市松原町春木 五社神社禰
 宜 山川忠臣「三級」(五十五歳)

神職帰幽

自 平成八年七月一日
 至 平成八年十一月三十日

二十七日 鳥取県神社庁五十周年記念式典 三原理事出席・世界連邦岡山県宗教者大会
 二十七日二十九日 伊勢神宮新穀感謝祭団体参拝(参事、太田主事同行) 七五〇名参加

布始祭 参事出席
 十一日 久米支部神宮大麻層頒布始祭 湯浅庁長出席
 十一日 役員会・協議員会・新穀感謝祭団参打合せ
 十六日 御津北支部神宮大麻層頒布始祭 三原理事出席
 十八日 教科書是正委員会(総合福祉会館)参事出席
 二十二日 新任神職伝達式
 二十五日 橋本甚一初代神社庁長本葬

品目	単位	価格	品目	単位	価格
鎮物 (備前焼製 紙箱付)	1体	270円	お礼袋 中 (1尺のお札の入るサイズ)	100枚	2,000円
鎮物 (備前焼製 木箱付)	1体	800円	お礼袋 小 (神宮大麻の入るサイズ)	100枚	1,300円
奉書 (厚)	500枚	7,000円	祝詞全集 第1巻~第5巻	各1冊	12,000円
奉書 (薄)	500枚	4,500円	平成九年度神職手帳	1部	1,000円
御神号掛け軸	1幅	11,000円	水引 中長	100本	2,450円
国旗セット	1組	1,000円	水引 8寸	100本	870円
お札袋 大 (1尺2寸のお札の入るサイズ)	100枚	2,300円	水引 5寸	100本	700円

お札袋に神社名を印刷します。(1件200円) その他、各種物品・神道関係書籍等を取り扱っています。

神社庁取扱品目のご案内

神社庁では、各種物品及び神道関係書籍等を斡旋しています。左記に、取扱品目の一部を付記いたします。皆様のご利用をお待ちしてい

十一月八日
 御津郡加茂川町豊岡上 天計
 神社禰宜 藤原正福「四級」
 (七十七歳)
 十一月十七日
 岡山市奥市 岡山縣護國神社
 名譽宮司 橋本甚一「特級」
 (九十九歳)
 十一月二十八日
 真庭郡落合町大字吉 八幡神
 社宮司 杉原雅隆「三級」(六十六歳)

神社庁閉庁
 のお知らせ
 12月27日(金)
 「御用納め」
 ↓
 新年1月6日(月)
 「御用始め」

編集後記

「宗教法人法の一部を改正する法律」が去る九月十五日から施行された。県神社庁でもこれに先立ち、神社本庁から講師を招き、「改正宗教法人法」の実務研修会を県下六カ所で開催した。その内容の主なものは、宗教法人の所轄庁の一部変更、神社社務所など備え付け書類の整備と所轄庁への提出、信者その他利害関係人による財産目録等の閲覧、所轄庁の報告徴収及び質問などについてであるが、正直なところ一回や二回の説明会では完全な理解はむずかしいというのが感想だ。本庁からも本年度内に法改正の内容を中心とした解説書、とくに所轄庁へ提出する財産目録などの参考様式例や宗教法人法、関係諸規程など、事務処理の利便を考慮した内容の冊子が配布されることになっているが、困難さが予想さ

れる問題もいろいろあるようだ。ともあれ正念場である平成九年がスタートした。県神社庁、神職、総代が一体となつて、真剣に研修会、勉強会などを重ね、改正法に遺漏なく対処して行かなくてはならない。

初詣と氏神様などの神札、神宮大麻の奉斎を呼びかける県神社庁提供のテレビCMは、すでに五年前から岡山放送テレビで年末に放映し、好評を得ているが、教化委員報部では、昨年末新しい企画として、山陽放送ラジオでテレビと同趣旨の二十秒のスポットCMを放送した。聴取いただいた人も数多いと思うが、どんな印象を受けられたであろうか、今後への要望等も含め感想を寄せていただきたいものである。

(広報部長・小野)